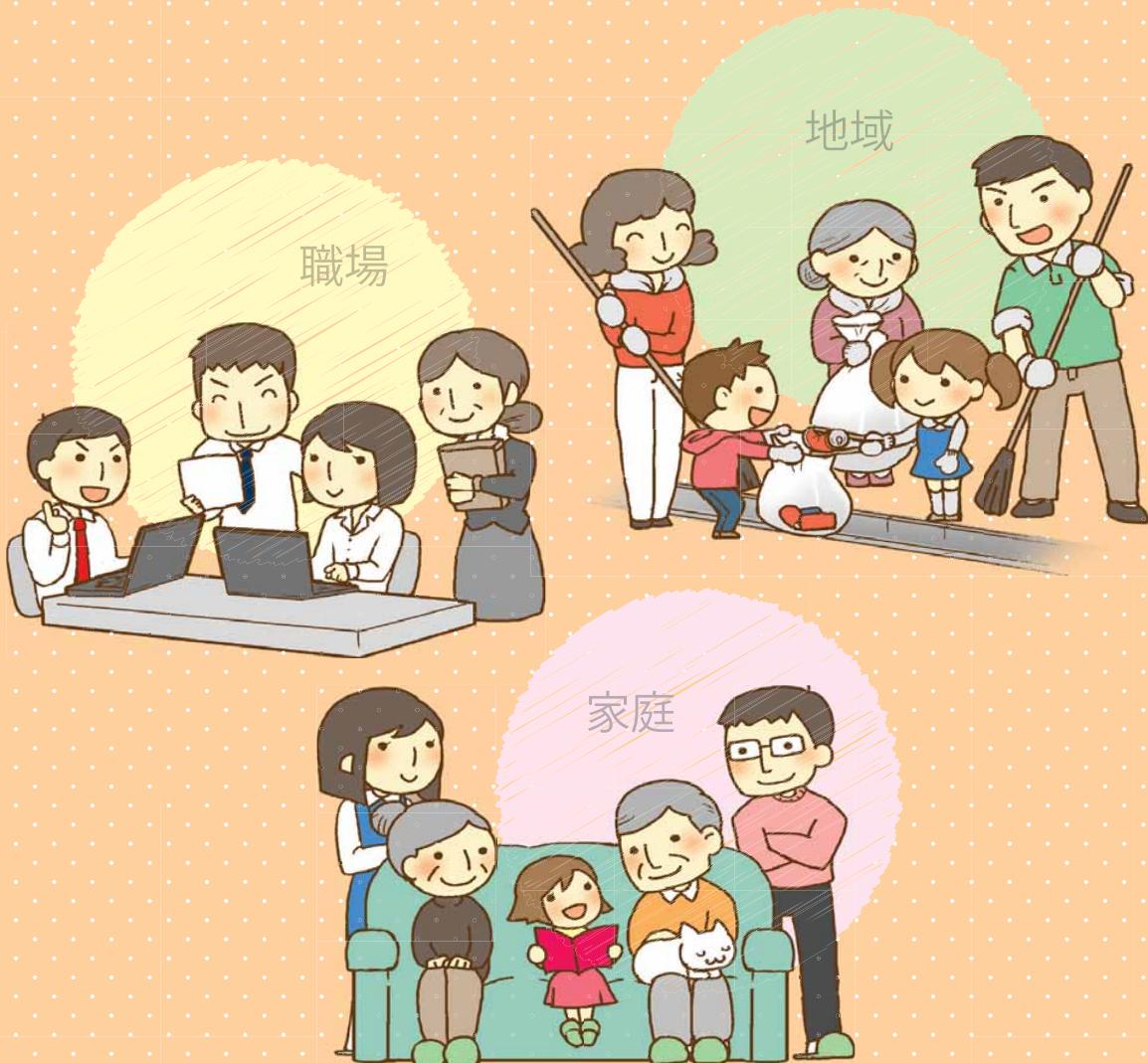


こうち男女共同参画プラン

[高知県男女共同参画計画]



平成28年3月

高 知 県

1. プラン改定の趣旨

女性と男性が、互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題に位置づけられています。

県では、平成13年に「こうち男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成15年には「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定し、社会の幅広い分野にわたる様々な取り組みを進めてきました。

こうした中、現行プランの計画期間が平成27年度で終期を迎えることから、これまでの取り組みの成果と課題や、社会情勢の変化などを踏まえ、プランを改定します。

2. プランの性格

このプランは、「男女共同参画社会基本法」及び「高知県男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを総合的かつ計画的に行うための基本的な計画です。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第1項に規定される「都道府県推進計画」を包含しています。

3. プランの計画期間

平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5カ年です。

プランでは、3つのテーマと、それぞれの課題に沿った取り組みを推進します。

テーマ1 意識を変える

- (1) 男女間の意識を変える
- (2) さまざまな場での意識を変える



テーマ2 場をひろげる

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 働く場をひろげる
- (3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進

テーマ3 環境を整える

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
- (2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
- (3) 生涯を通じたからだとこころの健康支援
- (4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶



4. プランの推進体制

- (1) 高知県男女共同参画推進本部を中心に、全庁的な取り組みを積極的に進めます。
- (2) こうち男女共同参画会議において、P D C Aサイクルによる取り組み状況の点検・評価を行ない、意見を積極的に取り入れ、取り組みを充実させていきます。
- (3) 男女共同参画社会形成のための拠点施設であるこうち男女共同参画センター「ソーレ」において、研修や調査研究、情報提供、相談業務などを積極的に展開します。
- (4) 市町村と連携し、男女共同参画の計画策定や意識啓発などの取り組みを支援します。
- (5) 事業者、関係機関、団体、N P Oなどとの連携を図り、情報提供などによりその取り組みを支援します。
- (6) 男女共同参画苦情調整委員会を設置し、苦情の申出を適切に処理します。

プランの基本理念

本プランでは、条例に基づき、次の6つを基本理念とします。



(1)男女の人権の尊重

性別による差別をなくし、男女がともに、個人としての能力を発揮できる機会を確保していきましょう。



(2)社会の諸制度や慣行についての配慮

「女だから」「男だから」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるよう社会の制度や慣行のあり方を見直していきましょう。

(3)意思の形成及び決定過程への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、さまざまな方針の決定に参画できるようにしていきましょう。



(4)家庭での相互協力と職業生活その他の活動との両立

男女が互いに協力し、社会の支援を受けながら、家事、子育て、介護などの家庭生活において、家族の一員としての役割を果たし、仕事や地域活動などが両立できるようにしていきましょう。

(5)男女の生涯にわたる健康への配慮

男女が互いの性別による違いを理解しあい、妊娠・出産について双方の意思を尊重するなどにより、生涯にわたって健康な生活を営むことができるようにしていきましょう。



(6)国際社会の取り組みとの協調

国際社会の一員として、国際社会との協調のもとに、取り組んでいきましょう。

テーマ1 意識を変える

1 男女間の意識を変える

- ◆市町村において男女共同参画計画が策定され、計画に基づいた様々な取り組みが着実に進むことは、県全体における男女平等の推進につながることから、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める推進計画と併せて積極的に策定を働きかけます。
- ◆男女共同参画の視点に立ち、また、女性の人権等に配慮した適切な表現がなされるよう、メディアの取り組みを促すとともに、触れたくない情報に接しない自由に配慮する環境づくりに努めます。
- ◆国際規範を尊重し、その周知と浸透に努めます。



2 さまざまな場での意識を変える

- ◆さまざまな学習機会の提供や男性を対象にした広報や意識啓発により、男性の家事・育児・介護の分担を促します。
- ◆子どものころから男女の平等意識を育んでいくため、学校などの男女平等を基本とした教育を充実させます。
- ◆ハラスメントのない、男女ともに働きやすい職場づくりに向けた意識啓発を行います。
- ◆男女が互いに地域を担えるよう、地域での意識啓発を進めます。

テーマ2 場をひろげる

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ◆県の審議会等の委員への女性の参画を積極的に進めます。
- ◆女性県職員や教職員の能力開発を支援するとともに登用や活躍、並びに職域の拡大を一層進めます。
- ◆経済団体と連携し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める事業主行動計画策定の働きかけなどにより、企業等における女性の登用等を促進します。
- ◆各種の団体、組織への、女性の一層の参画、登用を促します。

2 働く場をひろげる

- ◆多様な就業形態や休業制度の拡充等を促すことで、職域拡大を促進し、働くことを希望する者の雇用の場をひろげます。
- ◆女性の活躍を進めることが業績拡大につながるということへの理解を深め、女性がその能力を十分発揮できるような職場づくりを促します。
- ◆高知家の女性しごと応援室において、一人ひとりの適性や経歴に応じたキャリアコンサルティングや、職業訓練などスキルアップの機会への誘導、多様なニーズに応じたマッチングなど、相談から就職まで、ワンストップできめ細かな支援を行います。
- ◆女性の職業能力を高め、ひろげるようスキルアップの機会を充実するとともに、出産や育児で離職した女性を積極的に雇用する企業を支援します。
- ◆家族労働における就業条件や環境を整えます。



③ 地域・防災分野における男女共同参画の推進

- ◆さまざまな地域活動やボランティア、N P O等の活動、地域おこしやまちづくりなどの場での男女共同参画が進むよう、情報提供や意識啓発、人材育成の支援を行います。
- ◆防災対策に女性の視点を反映させ、地域防災の取り組みを進めます。
- ◆災害発生時において援護が必要な方々への適切な支援対策を進めます。



テーマ3 環境を整える

1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

- ◆働きやすい職場づくりを進めるため、経済団体との連携など官民協働により、仕事と家庭生活を両立できる職場風土の醸成を進めます。
- ◆子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認証し、広く紹介することにより企業の自主的な取り組みを促します。
- ◆子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員登録し、会員間で子育ての助け合いを行う、地域の支え合いによる子育て支援であるファミリー・サポート・センターについて、県内全域での普及を進めます。
- ◆保育所、認定こども園等の整備を進めるとともに、延長保育や病児保育、また、保護者ニーズに柔軟に対応可能な家庭的保育事業など様々な保育サービスの充実に取り組みます。
- ◆介護における男女の共同参画を促すとともに、介護負担の軽減に向けた支援策を充実させます。

2 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

- ◆介護予防や生きがいづくりの推進に取り組みます。
- ◆地域包括ケアシステムの構築や認知症高齢者対策を進めることにより、家庭における家族等の介護負担の軽減に取り組みます。
- ◆障害者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。
- ◆外国人と共に生きる地域づくりを進めます。
- ◆ひとり親の家庭が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。



3 生涯を通じたからだとこころの健康支援

- ◆女性の身体・健康に関する自己決定が尊重される社会づくりを進めます。
- ◆女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。

4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ◆あらゆる暴力を許さない社会づくりを進めます。
- ◆市町村や児童相談所、警察、民間団体等との連携を強化し、相談窓口の周知や相談機能の充実を図ります。
- ◆配偶者からの暴力を未然に防止するため、予防教育に力を入れ、若者を対象とした交際相手間の暴力（デートDV）に関する啓発を行います。

重点施策

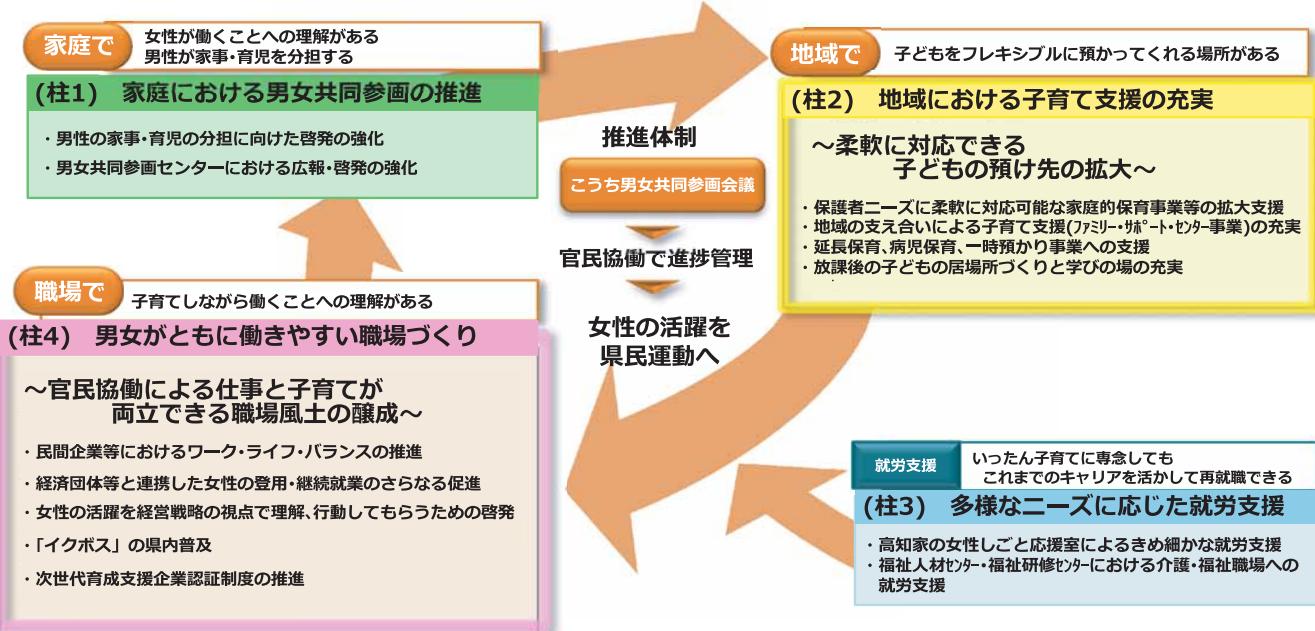
～社会全体(家庭・地域・職場)で子育てしながら 働く女性を支援する仕組みづくり～

高知県では、全国より15年先行して、人口の自然減が進行しており、経済成長の低下や中山間地域の衰退など、様々な影響が懸念されています。

こうした中で、少子化傾向に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある高知県を維持するためには、男女がともに、それぞれの希望に応じて、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要であり、そのためには、女性が希望の働き方できること、とりわけ、子育てしながら安心して働き続けられる環境整備に、県民の皆様のニーズも踏まえて取り組むことが重要と考えられます。

こうしたことから、今回のプランでは、「意識を変える」「場をひろげる」「環境を整える」の3つをテーマに、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い取り組みを進めつつ、4つの柱に基づき、社会全体(家庭・地域・職場)で子育てしながら働く女性を支援する仕組みづくりに強力に取り組むこととします。

4つの柱



◆計画を進めるための目標値などを設定しています。

1 目標値

	項目	H21年度	H26年度	H32年度目標値
意識を変える	男女共同参画計画策定市町村の割合	50.0% (17市町村)	55.8% (19市町村)	82.4% (28市町村)
	県職員への男女共同参画・女性問題に関する研修への参加所属数	36所属	109所属	全所属
	高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた目標値			(H31年度目標値)
	男女共同参画関連講座への男性参加者数	—	275人	400人

項目		H21年度	H26年度	H32年度目標値
場をひろげる	県の審議会等の委員の男女構成	36.0% (女性委員の割合)	33.5% (女性委員の割合)	均衡
	高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた目標値			(H31年度目標値)
	女性活躍推進法に規定する事業主行動計画策定企業数（101人以上300人以下）	—	—	50社
	高知家の女性しごと応援室における就職率（3ヶ月以内の就職希望）	—	53.7%	60%
	女性活躍推進法に規定する高知県事業主行動計画で定めた目標値			
	県職員（知事部局）採用者に占める女性の割合 管理職員に占める女性の割合 チーフ職以上に占める女性の割合	— — —	57.4% 7.4%（H27年度） 19.6%（H27年度）	均衡 10% 25%
	公立学校教職員の採用者に占める女性の割合 教職員の管理職に占める女性の割合 事務職員の管理職に占める女性の割合	— — —	56.7%（27年度） 19.6%（H27年度） 50%（H27年度）	均衡 22% 均衡
	県警本部警察官採用者に占める女性の割合 女性警察官に占める巡査部長の割合 一般職員に占める女性の補佐級以上の割合 県警察学校における専科教養等の入校生等に占める女性の割合	— — — —	11.7%（過去10年間平均） 20.8%（H27年度） 31.1%（H27年度） 12%（H27年度）	20% 25% 40% 15%
	高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた目標値			(H31年度目標値)
	ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数	1市	1市	13市町村
環境を整える	高知県職員子育てサポートプラン等で定めた目標値			(H31年度目標値)
	県職員・県立学校教職員の育児休業 県職員・県立学校教職員の育児短時間勤務 県職員・県立学校教職員の配偶者の出産に係る休暇 県職員・県立学校教職員の男性職員の育児に係る休暇	— — — —	— — — —	希望する全員 希望する全員 1日以上取得100% 1日以上取得100%
	女性活躍推進法に規定する高知県事業主行動計画で定めた目標値			
	県職員（知事部局）男性職員の育児休業 女性職員の育児休業 男性職員の育児に係る休暇	— — —	6.2% 100% 38.8%	現状を上回る 現状維持 1日以上取得100%
	公立学校男性教職員の育児休業 女性教職員の育児休業 男性職員の育児に係る休暇	— — —	2.9% 100% 15.2%	現状を上回る 現状維持 1日以上取得100%
	県警本部年間の年次有給休暇の取得日数 配偶者の出産に係る休暇 男性職員の育児に係る休暇	— — —	7.6日（H27年） 70.4% 28.2%	12日 2日以上取得100% 2日以上取得100%
	高知県次世代育成支援行動計画等で定めた目標値			(H31年度目標値)
	高知県次世代育成支援認証企業 多機能型の家庭的保育等事業所設置箇所数 乳児保育実施市町村数 延長保育実施か所数（開所時間が11時間を超える） 休日保育実施か所数 病児保育実施か所数 一時預かり事業（第2種社会福祉事業の届出）数 放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率（小学校） 放課後児童支援員の育成	51社 — 27市町村 13市町村 89か所 1市 1か所 5市村 7か所 12市町 24か所 65%（140か所）	122社 — 28市町村 13市町村 105か所 2市 3か所 5市村 8か所 18市町 36か所 90%（166か所）	200社 20か所 全市町村 21市町村 149か所 4市 9か所 9市町村 13か所 25市町村 85か所以上 95% 500人

2 モニタリング指標

項目		H21年度	H26年度	項目	H21年度	H26年度
意識を変える	実生活での男女平等意識（男性が優遇されていると感じている人の割合）			農業協同組合の役員に占める女性の数及び割合	16農協19人（5.7%）	15農協29人（9.0%）
	家庭生活	53.0%	51.5%	女性農業委員数及び割合	30人（4.7%）	51人（8.3%）
	職場生活	46.3%	45.9%	家族経営協定締結農家数	443戸	864戸
	社会通念・慣習・しきたり	70.7%	70.8%	農村女性リーダー認定数	284人	308人
	社会全体	64.9%	66%	商工会議所・商工会の役員に占める女性の割合	9.5%	9.8%
	家庭における現実の夫婦の役割分担（夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担する場合）	18.1%	18.9%	漁業協同組合（沿海地区出資）の正組合員に占める女性の割合	7.6%	9.6%
	女子差別撤廃条約を知っていると答えた人の割合	40.2%	35.1%	雇用労働者総数に占める女性の割合	(H17国勢調査値) 48.6%	(H22国勢調査値) 50.2%
	家事労働時間（県平均：1日平均：15歳以上）	(H18年調査値)	(H23年調査値)	男女間の賃金格差（男性一般労働者の所定内給与額を100としたときの、女性一般労働者の所定内給与額）	76.9%	74.5%
	女性の平均	154分	152分	管理的職業従事者に占める女性の割合	(H17国勢調査値) 13.8%	(H22国勢調査値) 16.7%
	男性の平均	24分	23分	NPO法人における女性代表の割合	17.5% (44/252)	16.7% (53/318)
場をひろげる	男女混合名簿（出席簿）実施率			女性消防団員数	219人	297人 (H27.4.1時点)
	公立幼稚園	72.0%	82.4%	男女の年間総実労働時間数（従業員規模30人以上）		
	公立小学校	47.4%	61.2%	パートタイム労働者含む	1,788時間	1,848時間
	公立中学校	32.8%	54.7%	パートタイム労働者除く	1,972時間	1,987時間
	公立高等学校	56.7%	77.8%	人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子総人口千対）	11.0 (全国8.2)	9.2 (全国6.9)
	公立特別支援学校	92.3%	100.0%	こうち男女共同参画センター「ソーレ」における男性相談件数	31件	43件
	高知県小中・高等学校PTA連合会の役員に占める女性の割合	10.0%	16.2%	がん検診受診率（市町村検診・職域検診40~50歳代実施分）		
	公立小中高等学校のPTA会長に占める女性の割合	13.2%	15.5%	子宮頸がん 乳がん	37.0% 43.7%	44.5%（暫定値） 47.5%（暫定値）
	地方議会に占める女性議員の割合	10.8%	10.8%	配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）における暴力を伴う相談件数	578件	478件
	県職員（知事部局）に占める女性の割合	26.8%	30.7%			
環境を整える	市町村職員に占める女性の割合	31.6%	35.0%			
	市町村の管理職員に占める女性の割合	12.4%	15.0%			
	市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合	22.2%	25.4%			
	農業協同組合の正組合員に占める女性の割合	28.1% (H21.3時点)	30.0% (H26.3時点)			

国際婦人年(1975年)以降の男女共同参画に関する歩み(世界・国・県)

年	世界	日本	高知県
1975(昭和50)	・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）世界行動計画、メキシコ宣言採択	・「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択 ・総理府に婦人問題企画推進本部設置、総理府婦人問題担当室業務開始 ・国際婦人年日本大会	・婦人の社会的地位に関する調査実施 ・初の女性県議員誕生
1976(昭和51)	・国際婦人年の10年（～85年）	・民法改正（離婚復氏制度）、戸籍法公布	・婦人問題推進本部設置
1977(昭和52)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館開館	・婦人問題懇話会設置
1979(昭和54)	・「女子差別撤廃条約」採択		・懇話会から「高知県婦人の発展と平等をめざして」を知事に提言 ・県民生活課に婦人対策班を設置
1980(昭和55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・民法改正（配偶者の相続分改正） ・国連婦人の10年中間年日本大会	・「高知県婦人行動計画」策定
1981(昭和56)	・「女子差別撤廃条約」発効 ・ILO第156号条約（家族の責任条約）採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定	・「女子差別撤廃条約」の早期批准に関する要望を国に提出 ・中村市（四五十万世帯）働く婦人の家開館
1985(昭和60)	・「国連婦人の十年」のナイルビ世界会議 （西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイルビ将来戦略」採択	・「国籍法」の改正 ・国民年金法改正（専業主婦の基礎年金保障） ・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「女子差別撤廃条約」の批准	・第1回土佐婦人会議開催 ・第1回高知市婦人のつどい開催（高知市）
1986(昭和61)		・婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987(昭和62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ・所得税法改正（配偶者特別控除制度新設・施行）	・婦人問題シンポジウム開催 ・女性問題啓発誌「ウーマン高知」発行
1988(昭和63)		・労働基準法改正（週40時間制）	
1989(平成元)	・児童の権利に関する条約採択	・新学習指導要領告示（高校家庭科男女必修） ・パートタイム労働指針告示	・初の女性国会議員誕生
1990(平成2)	・ナイルビ将来戦略見直し勧告		・「こうち女性プラン」策定 ・高知市女性センター開館
1991(平成3)		・育児休業法公布 ・新国内行動計画（第一次改定）策定	・海外派遣事業「高知県女性の翼」始まる
1992(平成4)	・環境と開発に関する国連会議	・介護休業制度等のに関するガイドラインの策定 ・初の婦人問題担当大臣誕生	・「女性総合センター基本構想」の策定
1993(平成5)	・国連世界人権会議（ウイーン）ウイーン宣言採択 ・女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択	・パートタイム労働法公布	
1994(平成6)	・ILO175号条約（パートタイム労働に関する条約）採択 ・アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択 ・国際人口・開発会議（カイロ）	・内閣府に男女共同参画推進本部設置 ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置（政令） ・児童の権利に関する条約批准	・「こうち女性総合センター」の建設決定 ・「みんなでつくろう女性総合センターワークショップ」開催
1995(平成7)	・第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化） ・ILO156号条約（家族の責任条約）批准	
1996(平成8)		・優生保護法を改正、母体保護法として公布、施行 ・男女共同参画プラン策定	・須崎市女性政策推進行動計画“ハーモニー”策定
1997(平成9)		・男女共同参画会議設置（法律） ・労働基準法改定（女子保護規定撤廃） ・男女雇用機会均等法改定（女子差別禁止、セクハラ防止義務・平成11年施行） ・育児・介護休業法改訂（深夜業制度） ・「介護保険法」公布	
1999(平成11)		・「男女共同参画社会基本法」公布 ・食料・農業・農村基本法の公布・施行（女性の参画の促進）	・こうち女性総合センター「ソーレ」開館
2000(平成12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・介護保険法の施行	・女性の海外派遣事業「女性の翼」終了 ・「高知市男女共同参画推進プラン」策定
2001(平成13)		・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」という）公布・施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	・初の女性副知事就任 ・「こうち男女共同参画プラン」策定 ・とさし女性センター開館
2002(平成14)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	
2003(平成15)	・女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議	・「少子化社会対策基本法」公布 ・「次世代育成支援対策推進法」公布 ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」（男女共同参画推進本部決定）	・男女共同参画室設置 ・南国市男女共同参画総合施策「なんこく男女共生かがやきプラン」策定
2004(平成16)		・配偶者暴力防止法改訂 ・育児・介護休業法改訂（育児・介護の期間雇用者へ適用拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設・平成17年施行） ・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定	・男女共同参画苦情調整委員会設置 ・「こうち女性総合センター」を「こうち男女共同参画センター」に改称 ・「いの町男女共同参画推進条例」策定 ・「すくも男女共同参画プラン」策定
2005(平成17)	・「北京+10」世界閣僚会合（ニューヨーク）	・「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「こうち男女共同参画プラン」改訂 ・「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」制定 ・「土佐清水いきいきライフプラン」策定 ・「日高村男女共同参画プラン」策定 ・「本山男女（とも）に輝く21世紀プラン」策定
2006(平成18)	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京）	・「男女雇用機会均等法」改訂（間接差別禁止、男性を含むセクハラ禁止・平成19年施行） ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 ・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」（男女共同参画推進本部決定）	・「高知市男女共同参画プラン2006」策定 ・「中土佐町男女共同参画推進条例」制定 ・「芸西村男女共同参画ときめきプラン～たのしく住める芸西村をめざして～」策定
2007(平成19)		・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改訂（均衡の取れた処遇の確保の促進・平成20年施行） ・配偶者暴力防止法改訂（平成20年施行） ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ ・「仕事と生活の調和（ワーカーライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動計画指針」策定	・「高知県D.V.被害者支援計画」策定 ・「四十万世帯男女共同参画基本計画」策定 ・「中土佐町男女共同参画プラン」策定
2008(平成20)	・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告書提出	・「女性の参画加速プログラム」（男女共同参画推進本部決定）	・女性相談支援センター新築移転 ・「人と人思いやりプラン」策定 ・「四十万世帯男女共同参画計画しまんと男女共同参画プラン」策定 ・「室戸市男女共同参画プラン明日に向かって「心豊かに生きる」策定 ・「香南市男女共同参画計画」策定
2009(平成21)	・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解		・伊野町男女共同参画プラン～誰もが互いにやさしく自分らしく輝けるまち～策定
2010(平成22)		・「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定	・「こうち男女共同参画プラン」改定
2011(平成23)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」発足		・「高知県D.V.被害者支援計画」改定
2012(平成24)	・自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案採択		
2013(平成25)		・配偶者暴力防止法改訂（平成26年施行）	・佐川町男女共同参画計画」策定
2014(平成26)	・女子差別撤廃条約実施状況第7回、8回報告書提出 ・自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案採択	・「男女共同参画基本計画（第4次）」閣議決定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布	・「黒潮町男女共同参画計画」策定 ・「高知家の女性しごと応援室」の開設
2015(平成27)			・「こうち男女共同参画プラン」改定

こうち男女共同参画プラン
〔ダイジェスト版〕平成28月3月

高知県文化生活部 県民生活・男女共同参画課
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20 TEL.088-823-9651 FAX.088-823-9879
ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/danjyoplan28>